

平成31年第1回加西市教育委員会会議録

- 1 開会日時 平成31年1月21日(月) 14時00分
- 2 閉会日時 同 日 14時48分
- 3 開催場所 加西市役所 1階多目的ホール
- 4 出席者 教 育 長 兼 松 儀 郎
委 員 多 田 久 子
委 員 渡 邊 隆 信
委 員 沼 澤 郁 美
委 員 楠 田 初 美

5 上記出席者及び傍聴人を除き、会議に出席した者の氏名

教育部長	繁 中 一 也
次長(子育て未来政策担当)	中 倉 建 男
次長兼教育総務課長	内 藤 利 樹
参事兼学校教育課長	本 玉 義 人
こども未来課長	伊 藤 勝
生涯学習課長	森 幸 三
図書館長	菅 野 広 美
総合教育センター所長	吉 村 靖
教育総務課主幹兼施設係長	井 上 英 文
学校教育課主幹	小 坂 卓 司
生涯学習課主幹	永 井 信 弘
教育総務課総務係長	松 田 ちあき

6 付議事項

議案第1号 加西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

7 議題となった動議を提出した者の氏名

なし

8 質問及び討議の内容

議案第1号 加西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

こども未来課長より説明を行う。

今回は、3つの条例を同時に改正する。1つ目は、別紙1、加西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、2つ目は、別紙2、加西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、3つ目は、別紙3、加西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例である。

比較すると、それぞれ元の条例は長い条文で、国の基準に合わせて、一言一句細かく書いていたが、改正後は、3本共それぞれの条例の第2条にあるように、「国の定める基準をもってその基準とする」とすることで、条文を短くまとめている。

新旧の比較については、表現の仕方は異なるが、内容は、国のものをそのまま改めて書き直しているということで、条例の中身についての変更はない。

会議資料に一部改正の対象となる条例ということで、別紙1～別紙3までの条例の新旧対照表をつけている。

家庭的保育事業は、地域型保育事業ともいい、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業という4種類の事業がある。この4つを総称して家庭的保育事業等と条例では表現している。そして、この4つを地域型保育事業と位置付けている。

家庭的保育事業所とは、保育所の中でも一番コンパクトなもので、定員5名以下の一般の家庭で保育をするような規模の保育所である。

小規模保育事業所とは、それよりも、もう少し大きくて、一般の保育所と家庭的保育事業所との間にある、小規模の保育所という位置づけになる。

居宅訪問型保育事業は、ベビーシッターのようなもので、1対1で子供を見ることが出来るものである。

また、事業所内保育事業とは、企業等で従業員向けに保育事業をしており、その地域の方にも門戸を開いているという形である。

いずれも市が運営をしたり、事業所が運営をしたりすることができる。

2つ目にある、放課後児童健全育成事業とは、加西市でいうところの学童保育のことである。

3つ目の教育保育施設とは、保育所、幼稚園、幼児園、認定こども園といった施設のことであり、そのうち県の認可や市の確認を受けた施設には、“特定”という言葉が頭に付き、

認可された保育所、幼稚園、幼児園、認定こども園ということで、特定教育保育施設といった位置づけになる。

認定こども園、保育所、幼稚園、幼児園といったものは、県が認可を行い、小規模の地域型保育事業、学童保育は加西市が認可を行うことになる。県が認可を行うもの、さらに加西市が確認を行うなど、手続きを終えたそれぞれの施設が認可されるということになる。

国や市の基準に基づいて認可を受ける際には、基準や規定が必要になり、それが3本の条例ということになる。

今回改正する3つの条例は、いずれも民間事業者等が加西市で保育所や学童保育を新たに開設するにあたり、市がその認可基準を定めるための条例ということである。

次に改正の中身と理由であるが、3条例とも国の基準と同一内容を記載しており、関連する国の上位の法律の改正に基づき、市の条例も合わせて改正する必要がある。今回のこの3つの条例は、平成26年に制定していたが、それ以降、国の法律が何点か改正になったことを受け、市の方でも国に合わせた改正の手続きが必要になっている。

例えば、国家戦略特別区域法改正に伴う保育士資格の追記、建築基準法改正に伴う4階以上の建物の非常階段等の設備等の規定の改正、小規模保育事業所における保育士数の特例措置の追記等、いずれも加西市には全く関係がないため、改正の必要があるかと言えば、大きな影響は無いが、国に従うべき基準として設けているため、市の方でも改正をする必要が生じている。

本来は国の基準に合わせて、3つの条例の変更をする所であるが、加西市においては、民間事業者からの応募や申し出等がなく、また今後も国の規定以上の基準を設ける必要性が現在のところ乏しいため、国の基準を市の基準と改め、この度の改正を機に条文を短く明確にまとめたものである。

また、暴力団排除の規定も県下等の例に合わせて明記した。

教育委員からの質問およびこども未来課長の回答

- ・平成26年の条例制定時に、最初から国の基準を市の基準と改める変更は考えられなかったのか。

(回答) 平成26年に策定した時にも、条文を短くする方法はあったが、その時には考えが及ばず、今の形に策定した。ただ、策定後に県下の様子を見ると、短くしていたところと、加西市のような形をとっているところが、大体半分ほどずつに分かれていた為、何かの改正手続きの際に改正できればと考え、3年経過して、特に加西市の方でさらに規制を厳しくする必要がないということも分かったので、今回、他の改正部分も含めて

の改正に至った。

- ・今後も国の基準と市の基準を合わせるという方針で問題はないと思うが、万一、別途市の基準を設けることが必要になった場合は、その都度追加で検討することがあり得るということであるのか。

(回答) 今後、その必要性が生じ、規制をかけなくてはならなくなった場合、この短くなった条文に追加する形で盛り込んでいこうと考えている。

9 議決事項

議案第1号 加西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

原案通り可決

10 報告事項

教育長

教育長より主な事項について報告する。

1月1日(火) 新春のつどい(アラジンスタジアム)

1月4日(金) 定例校長会

1月7日(月) 新年交歓会(健康福祉会館)

1月13日(日) 加西市成人式(市民会館)

1月19日(土) 青野原駐屯地新春互礼会(青野原駐屯地)

1月20日(日) 文化財防火訓練(酒見寺周辺・法華山一乗寺周辺)

この他、12月から1月にかけて、予算や人事に関するヒアリングが実施された。

次長(子育て未来政策担当)

(仮称)泉こども園の整備工事の状況について、次長(子育て未来政策担当)より報告する。

今の状況は、グラウンドの1/3を占める菰池の中に道を作る工事を昨年11月に契約し、1月より現場着手している。敷地造成工事は、昨年末に入札したが、低入札であった為、1月23日に臨時議会を開き、議決後に着工することになっている。造成と道の工事は

今年の10月まで行う予定である。

また、造成をする間に、園舎棟鉄骨造2階建て2,051㎡と、屋外トイレ・倉庫棟鉄骨造1階建て43㎡、駐車場の舗装、公民館用地砕石敷工事を3月に契約する予定である。工事は、4月から32年3月に施工し、32年4月に新しいこども園を開園するという計画で進んでいる。

公民館用地と書いてあるが、何年から建設事業を進めるということは決まっていない。

教育委員からの質問および次長（子育て未来政策担当）の回答

・（仮称）泉こども園の園庭にトイレがあるが、これまでの北条ならの実こども園にはなかったと思う。小さな子供にとっては、園庭にトイレがあるということはいいと思うのだが、（仮称）泉こども園の園庭にトイレを作るのにあたり、どういった経緯があったのか。また既に建築済みのこども園の園庭にも、今後トイレの増設の可能性はあるのか。
（回答）今まで北条ならの実、加西こども園と建ててきて、後の使い勝手を検討した結果、屋外トイレが必要であると考え、（仮称）泉こども園について設置することになった。加西こども園については、園舎に外から利用できるトイレがあるが、北条ならの実こども園は、園庭が小さいこともあり設置していない。（仮称）泉こども園は加西で一番大きい施設になるということもあり、規模的に小学校と同じように考える方が適切であるということ、また保護者が来園された時でも、わざわざ建物の中に入らなくても、靴のまま利用できるということで、屋外トイレと外で使う遊具類を入れる倉庫を別棟で計画した。

また、北条ならの実こども園については、（仮称）泉こども園ほどグラウンドも広くない為、現時点では屋外トイレの設置を考えていない。

教育委員からは、お子さんを預けられる保護者から（仮称）泉こども園にはあって、北条ならの実こども園にはない理由等を求められた時に、適切な回答ができるのであれば、現状で様子を見るという姿勢で良いだろう。そして、予算や場所など色々な制約がある中で、いつか可能になるのであれば、その時に屋外トイレを設置すれば良いのではないかとの意見があった。

参事兼学校教育課長

平成30年12月に実施した平成30年度コンプライアンスに係るアンケート結果について、参事兼学校教育課長より報告する。

本アンケートは市内の小・中・特別支援学校の全教職員を対象として実施した。

アンケートの内容、結果については資料のとおりであり、経年比較を行うため、昨年と同様の項目となっている。

「そうである」と回答した教職員の割合は、全 20 項目中 16 項目において、3 年間で最も高い数値を示しており、教職員のコンプライアンスに係る意識が少しずつ向上していることがうかがえる。

これは、平成 28 年 3 月に設置した市コンプライアンス確立会議の実施、各校におけるコンプライアンス委員会の設置及び校内研修の成果であると考えている。

3 年間で最高値を示さなかった項目は (13) (15) (17) (19) であるが、(13) (15) については、今年度の初めにパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティーハラスメントについて改めて通知を出し、周知を行った為、職員間のハラスメントについて職員の理解がより深まった結果であると考えている。

本アンケート調査結果については、校長会や教頭会で報告するとともに、それぞれの学校ごとのアンケート調査結果を送付して、各校で研修会等において活用するように依頼する予定である。

今後ともそれぞれの学校において、教職員のコンプライアンス意識の向上に努めていきたいと考えている。

教育委員からの質問および参事兼学校教育課長の回答

- ・同じ項目のアンケートをするということは、教職員の意識改革にも繋がり、毎年それをステップアップしていけば良いので、非常に良いことだと思う。3 年間で 16 項目が向上しているということで、意識改革になる向上であると理解している。

「6 公金等の適正な扱いに関すること」の「(20) 現金はロッカーや机に入れて保管せず、速やかに預金口座に入金していますか。」という項目で、教職員の方は 3 時～4 時頃まで子ども達がいる為、すぐに銀行に行ける環境にはないということで、「速やかに預金口座に入金」ということは、色々な意味で難しく、「そうではない」という回答になるのも理解ができる。ただ、去年同じ項目で、それを保管する一時預かりをするようなところを一度検討するという返答があったと思うのだが、その後どのような現状になっているのか。

(回答) 子ども達が、集金袋等で持ってきた現金を、朝回収して、朝の間に数えて入金できれば一番良いのだが、時間的にその余裕がない為、校務員さんに入金をお願いするこ

とはできるが、きちんと数えるという面では時間がかかってしまう。

昨年度もご指摘があったように、当然個人の机にも鍵がかかるようになってはいるが、職員室にずっと居るわけではないので、管理職に預けるだとか、場合によっては、校長室の金庫に預けるという方法もあるが、もう少し簡単に入れて保管できる場所があればよいと思う。学校でもそれぞれに工夫はしているが、現状としては、アンケート結果の通りとなっている。この取り組みについては教育委員会も含めて、対応が少し遅れているのではないかと考えている。

一方で、総合教育会議でも話題になったが、今後、現金を扱わないようなシステムに移行していく方向で考えていきたい。

- ・現金を扱わないということが、一番好ましいとは思いますが、そこまでいくのには、まだまだ時間がかかりそうなので、やはりお金を預かった場合は、預金ができなければ管理職に預けるということを、全学校に周知してあるのか。

(回答) 全管理職に対しての周知はしていない。このアンケート結果を2月の定例校長会で示し、その時に委員からのご意見を伝え、周知を図りたい。

教育委員からは、アンケート結果から、先生方の意識が向上しているということは、良く分かったが、「そうではない」という項目が1%でもあれば、不安になることもあるので、こういったアンケートを年1回することで、先生方も自分を振り返ったり、研修で他の先生の考えを聞けたりと先生方の意識を高める上でも、有効であると考えます。また、管理職の先生方も、自分の学校の先生の様子を把握し、どのように向上させていくと良いのかということを考える機会にもなると思うので引き続き、年1回のアンケートを続けて頂きたいとの要望があった。

また、別の教育委員からは、市と各校の取組が成果を上げつつあり、良い方向に向かっていくことについては安心したが、一方で、0%であってほしい、またはあるべきだという項目において、「どちらかといえば、そうではない」とか「そうではない」といったマイナスの回答がいくつかあったかと思う。回答総数は304件であったということであるが、学校ごとの偏りがあるのであれば、今後の対応を考える際に、一つの視点として校長先生方に知っておいてもらえたら良いと思うので、データの精査を可能な範囲で行ってほしいとの要望があった。

- ・コンプライアンスに関するアンケートの結果を見ると、先生方は、大事な時期のお子さんを指導されている立場なので、大きなストレスも抱えていると伺えるのだが、対象は管理職を除く全教職員となっているが、管理職にはアンケートを行わないのか。
(回答)管理職の資質として、こういったことはちゃんとできて当然であると考えている。

教育委員からは、当然であって、当然でない部分もあると思うので、管理職にもアンケートを取って頂きたいとの要望があり、検討する旨回答した。

図書館長

平成 30 年度図書館の特別整理期間について、図書館長より報告する。

2月 21 日から 28 日まで、蔵書の総点検と、館内修繕や図書館システムのバージョンアップのために休館日を設ける予定である。

休館の措置として、本・雑誌は 2月 7 日から、CD・DVD・ビデオは 14 日から貸出期間を 1 週間ずつ増やして対応する。お知らせは、館内掲示、ホームページ、広報 2月号に掲載している。

教育委員からは、以前の定例教育委員会での提案を受け、お話し会や絵本の広場の情報発信方法を工夫したことによる結果は、なかなかすぐには出ないかもしれないが、お話を聞いたり、絵本の読み聞かせを聞くのが好きな子が増え、小学校や中学校でも読書が好きな子に育っていつてくれることを願っているとの感想があった。

教育部長

「平成 31 年度 教育の重点」について、教育部長より報告する。

前回、「平成 31 年度 教育の重点」について、慎重なご審議を頂き、そこで頂いたご意見やご指摘を基に、再度教育委員会の中で話し合い、修正した点について報告する。

まず、「創造性を伸ばす教育」という文言が入っていないというご指摘があったことを受け、創造性とはいろんな分野で伸ばすものだと考えている為、どれか 1 つの項目に付けるということに関しては、かなり議論を重ねたが、学校においては、「主体的・対話的で深い学び」という視点からの授業を通して、それが一番、創造性を伸ばす教育に直結するのではないかという議論になり、ここにこの文言を入れることにした。

次に「0 歳から 15 歳までの一貫した教育」といいながらも、園・小学校・中学校に関わる全てのものについての表記の統一性が無いのではないかとのご指摘があったことを受け、

内容を再確認し、対象が園児、児童、生徒に関わるものを「幼児児童生徒」、対象が園・学校にある場合を「学校園」という形で表記を統一した。

また、南部学校給食センターの移転改築が、31年度中には非常に厳しい状況にあるということで、「南部学校給食センターを移転改築し、学校給食の2センター化を進めます」という文言を削除する旨を前回は説明していたが、南部学校給食センターを含め、2センター化を進めるということは、教育委員会にとっても悲願である為、31年度中には建たないかもしれないが、それに向けての努力はこれからも続けていくということで、教育委員会の姿勢を表すためにも、やはりこの文言は省かないほうがいいのではないかということになった。

教育委員からは、南部学校給食センターを移転改築し、学校給食の2センター化を進めることが、教育委員会の姿勢であったため、その文言は省略しない方が良いと思っていたので、今回、やはり表記を残すということは、教育委員会の方向性を指す意味で良かったと思うとの意見があった。

1.1 協議事項

なし

1.2 教育委員の提案

なし

1.3 渡邊教育委員からの退任のご挨拶

平成23年2月1日から平成31年1月31日まで、2期8年間の長きにわたり、加西市教育委員を務めて頂いた渡邊教育委員から退任にあたり、ご挨拶をいただいた。

1.4 今後の予定について

- ・第2回定例教育委員会 2月19日(火) 14:00～1F多目的ホール
- ・第3回定例教育委員会 3月27日(水) 14:00～1F多目的ホール

1.5 その他

なし

この会議録は、事務局員が作成したものであるが、真正であることを認め、ここに署名する。

平成 31 年 1 月 21 日

出席者

(出席者署名)